

■長期優良住宅建築等計画の認定手数料表

(令和4年2月20日現在)

			新築	増改築		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関が作成する図書により、法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅	1戸	17,000円	23,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)	1棟	28,000円	38,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)	1棟	42,000円	60,000円	
	上記以外	一戸建ての住宅	1戸	50,000円	73,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)	1棟	86,000円	144,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)	1棟	155,000円	230,000円	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築しようとする住宅の構造又は設備の変更(完了報告が提出された住宅の変更は除く。)	当該変更が登録住宅性能評価機関が作成する図書により、法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅	1戸	2,000円	3,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)	1棟	11,000円	22,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)	1棟	19,000円	34,000円
		上記以外	一戸建ての住宅	1戸	16,000円	24,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)	1棟	40,000円	69,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)	1棟	75,000円	112,000円
	認定を受けた住宅の建築が完了した旨の報告が提出された住宅の構造又は設備の変更	当該変更が登録住宅性能評価機関が作成する図書により、法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅	1戸	8,000円	9,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)	1棟	17,000円	28,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)	1棟	25,000円	40,000円
		上記以外	一戸建ての住宅	1戸	22,000円	30,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)		1棟	46,000円	75,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)		1棟	81,000円	118,000円	
	上記以外		1件	2,000円	3,000円	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		1件	2,000円			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定による管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		1件	2,000円			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		1件	2,000円			